

「西田哲学会上田閑照基金」運用について

「規約 第3条（使途）」に応じて

1. 西田哲学会の企画（大会、研究会、その他）にかかる費用の援助

原則として、西田哲学会との共催・連携での催しにつき、特に必要がある場合とする。費目としては、原則として、ゲストの交通費（出発国と日本との往復航空運賃）と宿泊費（会合期間プラス前後泊分）とする。

上限を30万円として、申請書内容（場所、期間等）に応じて審議し、助成額を決定する。額の算出に際して、航空費は実費、宿泊費は1泊10,000円で計算する。

2. 西田哲学研究および広く日本哲学研究の発展に寄与する事業のための費用の援助

(1) 研究助成：国際学会等での発表参加

・国内在住会員の研究者が西田哲学や日本哲学関係の国際学会等に参加発表する場合、あるいは海外在住会員の研究者が西田哲学会や日本哲学関係の学会等に参加発表する場合を対象とする。

・申請者は、申請書（参加する大会名についての詳細、業績等を記入）を事務局に申請する。非会員は、申請に際して学会員となることを条件とする。

・いずれの場合も、補助額は一人あたり上限を20万円とする（大会プログラムなど、参加の証明できるものを提出）。額の算出に際しては、1に準ずる。

・応募資格は、B、C会員とする。原則として、他の機関から研究費を獲得することが困難な会員（研究職に就いていない会員等）を対象とする。

・審査は例年2回、2月末と9月末にオンラインで行う。内容に応じて適宜臨時の審議を行う。

(2) 出版助成：会員の著書出版、日本哲学関係書籍の翻訳

・申請書（概要・目次・出版の意義、申請者の業績等）と推薦書1通を事務局に提出。申請があれば、適宜基金委員会で審議に入る。内容等で外部の専門者に副査になってもらうこともできる。

・出版社が決定している場合は見積書を提出。出版社が未定の場合は、候補出版社からおよその金額を見積もってもらって提出。助成額は著者負担額について、上限を80万円とし、見積額の8割とする。支払いは、価格が最終決定したことを受けて行う。上記見積と変わった場合も、上限を80万円とし、最終価格の8割助成とする。

・出版は1年以内を原則とし、適宜進捗状況を報告してもらう。出版の目処が立たなくなった場合は、申請決定は撤回とする。

・（2022年10月18日追記）なお、本基金の趣旨に鑑み、初版に関しては印税を受け取ることは認められない。

（2023年4月22日追記）なお、上記（1）と（2）について、申請者1人あたりの助成上限額は、

合計200万円とする。

3. その他、本基金の目的に合うと西田哲学会の理事会で認められた用途

- ・申請に基づいて、そのつど判断

以上の審議・審査は、原則として基金委員会で行い、理事会に報告、承認を得る（適宜メール理事会を開催し、必要な場合は、入会審査も行う）。

その他の留意事項

- ・ (1) の申請は、一人につき3回までとする。
- ・ (2) の申請は、共著についても認める（全執筆者が会員である必要はない）。
- ・ (1) と (2) の申請を同一人物が同じ年度に行うことを妨げない。